

## 令和8年度第1回 国分寺市補助金等審査会

日 時：令和8年4月27日（月）午後1時30分開会～午後2時00分閉会

場 所：国分寺市役所 5階502会議室

### ●事務局

初めに市長に代わりまして、財政課長より、本日の審査会に係る諮問をさせていただきます。

### ●財政課長

国分寺市補助金等審査会条例第2条の規定により、下記の補助金について審査いただきたく諮問いたします。

新規補助金について（1件）

#### 1 障害者・障害児の熱中症予防支援事業補助金

##### 【審査番号1 障害者・障害児の熱中症予防支援事業補助金】

### ●障害福祉課

それではチェックシートに沿って説明をさせていただきます。

1 ページからお願いいたします。

本事業は障害福祉サービスのうち、日中活動、特に日中に屋外で活動を行う事業所に対して、その施設を利用する障害者・障害児の熱中症予防対策に資する経費を補助する新規事業でございます。

実施の背景は近年の記録的な猛暑でございます。

各事業所でそれぞれ取り組みを進めてきておりますが、物価高騰等もあり非常に苦慮しているという情報が従前から入ってきておりました。

この度、東京都が市町村に対して、4月1日から適用とする補助金交付事業を開始したことにより、今年の夏の対策に向け、できることを進めるため補助事業を実施したいというものでございます。

補助の内容について、1 ページの下段、あとは5ページの資料もご覧いただけるとよろしいかと思っております。

普及啓発事業として普及啓発に要するグッズ等の購入費用、これは利用者にお配りするものでございます。

事業所が購入して、利用者に対して提供するものでございます。

それが支給上限12万5,000円、機器設備導入補助として1施設支給上限100万円を購入実績に基づき交付したいというものでございます。

対象となる市内の事業所数ですが、最大で40件を見込んでございます。

10月31日までに購入したものを対象としたいと思います。

補助金支出の効果と市の役割でございます。

補助金支出の効果ですが、障害のある方は規則正しい生活リズムの構築、交流による孤立防止、個人の特性に合わせたスキルの向上などを目的として、事業所に通所して日中活動に取り組んでおられます。

以前は作業所というような言い方もしておりましたので、そのようなイメージの方が分かりやすい方もおられるかもしれません。

日中活動は公園清掃ですとか、花壇の整備、屋外活動も多く、時間の調整をしてもどうしても一定時間暑い中で行わざるをえないというのが現状でございます。

障害者の通所事業を安全に継続することは、市としても重要と捉えておりまして、環境整備に関わる事業所の負担軽減は、誰もが生きがいを持って生き生きと暮らせる環境づくり、市が求めるものに寄与する内容と考えてございます。

説明は以上です。

●会長

はい。ありがとうございました。  
それでは先生方、御質問、御意見などございましょうか

●委員

この補助事業ってとても大事なものだと思います。  
先ほどの3ページに基づいて、最大で40施設というふうにおっしゃいましたね。  
それから100万円の上限のものについては28施設、この合理的な根拠というのがお聞きしたいです。

そのためにまず国分寺市では、施設の全数がどれだけあるのか。

それから、そこに入っていらっしゃる方々、対象者が何名なのかという基礎データを少し知りたいと思うのですが、それについてお答えいただいた上で、この40施設、28施設の合理的な根拠をお伺いしたいというふうに思います。

●障害福祉課

分かりました。

障害福祉サービスは様々なジャンルのものがございます。

入居、グループホームのような、入居をしてそこで夜間を過ごすような方もおられれば、私が今申しましたように日中活動として日中通って、その場で活動してくるというような施設もございます。

日中通ってその場で何らかの作業をする施設というのが、先ほど申しました40施設ということになります。

入所系のものとか、あとは一定時間の相談のものとか、それらすべてを足した事業所数というのは今、数として持ってきておらないですけれども、大体ですね、私の業務をしているの所感ではございますが、現在グループホームが非常にあって事業所数としてはやはり60、70ぐらいはあるのではないかとはいえます。

それは相談を受けるような施設もすべて含めてということでございます。

定員のことも先生おっしゃっておられましたけれども、定員については、現在一番多い施設で40人弱ぐらいの定員を持っているところがございます。

あとは少ないところだと、1日当たり6、7人の方が通ってこられるところというのもございます。

非常に幅が大ございますので、平均的なところをとるのが正しいかどうかというのは分かりませんが、少し幅があるというのは現状であるかと思えます。

日中系のサービスの事業所は先ほど申しただけ多いところで40人弱、あと少ないところで、子どもは少なく、6、7人、あとは平均的なところを取ると、10人から20人当たりということになるのではないかとはいえます。

私の業務をしているの所感で申し上げましたので、正確な数字ではないところが恐縮ですが参考にさせていただけたらと思います。

●委員

はい。ありがとうございます。

それで総額が3,300万円で、市としては825万円の支出ってことですね。

この辺りの配分の仕方とかそれは都の方へ決まっているのですか。

●障害福祉課

設備の導入については東京都の補助額をそのまま、引用しています。

グッズの配布については、我々のところ国分寺市においては5,000人ほど手帳を所持していらっしゃる方がいるのですが、その人数に応じて東京都からの配分が決まります。

それに基づいて我々の方で積算をさせていただいた額でございます。

●委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

今おっしゃった、関連手帳を所持している方は5,000人もいるのですか。  
すごい率ですね。

●障害福祉課

延べ人数なので、重複して、持っておられる方もいらっしゃいます。

●会長

一人で何個も持っている人もいるということでしょうか。

●障害福祉課

そうですね。おられますね。  
その延べ人数で、東京都からの交付額が決まることになっています。

●会長

ありがとうございました。それでは先生方、他にいかがでしょうか。

●委員

ちょっとすごく抽象的ですけど今、前もってこれ送られてきたので見たのですけれども、一応予算  
という枠組みの中で、補助対象経費ってこうあるじゃないですか。

行政のお金ですからね、あんまりいないのでしょうけど、経費の垂れ流しとかね、例えば別表  
2、ここで買い揃えるものは対象経費ですよ。

これは例えば、簡単な言葉ではね、必要ないものを買っちゃうとかね、これチェック機能ってどう  
なっているのかなと。

もちろん、私はいいと思いますけど、必要なのですからね。熱中症とかそういうものだけでも、こ  
れを決めることはですね。

これ買おうとかそういうチェック機能、買ってきてどうなのっていうチェック機能ってどうなっ  
ているのかなあとって、これちょっと用紙が来たときにね。

どうなのかなと思います。

予算はこれ高い安いだっていうことはやはり私分かりませんがね。

必要なものも買わなきゃいけないと思うのですけれど、そこら辺のちょっとね、どういうふうなの  
か誰が決めてどうなのっていうのを。

●障害福祉課

我々も、大元が東京都の交付事業でございますので、まずはそこが何を対象にしているのかという  
のを確認してきているところでございます。

冷却シートや冷却スプレー、ハンディファン、ネッククーラー、冷感タオル、保冷剤、うちわや飲  
料水などの消耗品も大丈夫だとQ&Aで示されています。

あと導入をする機器ですが、日除けのシェードやミストシャワー、あとは、持ち運びのできるスポ  
ットクーラーですとかサーキュレーター、遮熱シートのようなものが、具体的な例示にあります。

我々としてもこの具体的な例示をそのまま事業所に伝達するつもりですので、それに合致するよう  
な形で購入をしていただきたいと思いますとお伝えしていくつもりでございます。

あとは、交付の申請を我々にしていただくときにも何をどのくらい買ったのかというのを一定チェックはするつもりでございます。

●委員

ということはやはりここに書かれている守備範囲のものしか買えませんよってことで、何か勝手にこういうものを買ってきましたって、あんまりそういうことは考えにくいってことですよ。

●障害福祉課

そうですね。あくまでも熱中症に資するというのでお願いをしたいということは強く申し出ていくつもりです。

●委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長。

ありがとうございました。他にいかがでしょう。

●委員

予算のところといいますか拝見していて、1事業所当たり12.5万円になっているのですが、先ほどお話ですと1事業所当たりの抽出の方の人数って随分幅があるみたいですよ。

これ一律に決めてしまわれているようなので。

これは決められた経緯が例えば、通所の方1人当たりとかっていう計算ではないのですかね。

●障害福祉課

一応、やはり上限まで最大限交付したいということで、この形にしておりますが、先ほどの先生もおっしゃっておられましたけれども、必要でない量の購入に使って無駄にさせていただきたくは決していないところがございます。

その辺りは、定員の数も含めまして適切な量をきちんと買っていただきたいと、こちらからお願いをしていくということになると思います。

●委員

施設によって事業所によって倍ぐらい人数が違うので、例えば使い方で大分違って印象を受けました。

それと9ページのところに補助対象とする事業種別等って書いてありますけれども、別表1のところなのですが、ここは7つなのですが、東京都のほうの最後のページに別表2のところは27書いてあるのです。バランスっていうかこれはどういうふうに、理解すればよろしいでしょうか。

●障害福祉課

東京都の要綱で示している27の事業体は、冒頭の方で私が申し上げた、日中に通所してくる施設以外のものも含まれてございます。

ですので、夜も含めて入所できる施設であるとか、あとは、ヘルパーさんが訪問するタイプの内容のものもすべて入ってございます。

ただ我々としては一気にこの事業を夏に向けてすべての事業体に向けて作っていくというのが非常に実は困難なところがございます、とにかく一番は、やはり日中に外で活動する事業者に届けたいと、いうことを考えまして今回の事業を構築しております。

なので、東京都が守備範囲としているところよりは、少し絞った形で事業所を設定いたしました。

●委員

分かりました。

●会長。

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

●委員

まだ具体的なイメージが、先ほどの説明を聞いてもまだちゃんとできてないところもありますけれども、公園清掃とかはよく目にすることが多いので、想像しやすいですけれども他にどのような作業が外で行われているのかっていうのについてちょっと教えていただきたいのと、先ほど言った何か冷却シートなんかあるいは、クーラーボックスですかねそういうものは事業概要の普及啓発事業に入るのですか。機器設備導入補助事業ではないですよね。

●障害福祉課

そうですね。はい。

冷却シート等については、普及啓発の物品になります。

●委員

あと、事業所とこちらは事業所単位に、左側には普及啓発は事業所単位になっていて、設備の方は施設単位になっているのですけれどもその違いについてもちょっとどれぐらい差があるのかちょっと教えていただきたいです。

●障害福祉課

分かりました。ちょっと回答が順不同になってしまいますが、すみません。

事業所等施設については同じ施設で複数の事業を実施しているところがあります。

そうすると建物は1つという形になりますので、施設に対しての設備については、少し減らしているところもございます。

あとは設備について、実は簡易ではあるのですけれども、必要と訴える事業所がどのくらいいるのだろうというアンケートも実施をしまして、その結果では、本来ある事業所の数より導入したいとおっしゃっている事業者が少なかった。

数が大体6割ぐらいということでしたのでそれを試算の方に盛り込んだという背景がございます。

あとは、日中活動が公園清掃等以外にどのようなものがあるかということもございますが、これは非常に分かりやすいのは、お子さんたちの施設も実は入れています。

放課後等デイサービスですとか、そういったものですが、やはり外遊びといいますか、簡易なプールを用いた外での遊びのようなものを活動に入れる場合があります。

それも、日がカンカンと日出るようなところであるよりはサンシェードのようなものがあって少し日陰になるところで実施してもらったほうがよさそうだとこちらでは考えてございます。

あとは、外での活動というと、やはり作業ができる方はもちろんそれをしていただくことになるのですけれども、この間我々も事業所の方に行ってきて見ているのは、金属機械のようなものを解体するような下請けの仕事とかを行っていたりするのですね。

そういったものも、屋内でやればいいのですけど屋内ではまた別のものやっていて、スペースがないと、やはりそういう割と音が出たりとか、体を動かしたりとかいうものは外で実施をするということもあるので、そうすると、やはりミストシャワーみたいなものがあつたほうがいいだろうというようなお話もあつて、いろいろと実態を見ていく中で、必要そうな場所必要そうなものというのを、こちらも考えているところでございます。

以上です。他に何か漏れているものありますか大丈夫ですか。

●委員

大丈夫です。ありがとうございました。

●会長

障害者及び障害児の熱中症っていういわゆる弱者救済っていう地方自治の大きな目的の1つになっているこの作業、大変よろしいことかと思うのですが、質問2点させていただきたいと思います。

まず3ページ目に第3項にですね、申請時期と費用を使う時期というのが、費用を使う時期が4月1日から10月末までで申請が10月から11月、要するに先に使って後で申請っていうのは、我々民間から見るとちょっと逆のように思うのですが、これが例えば使ったけど、いや残念でしたっていう話があるのかなのかですね。

それからもう1点、東京都のガイドで5ページ目とそれから最後のページの16ページ目に、補助対象経費っていうので日除け、ミストシャワーって随分ピンポイントな、よくこういうのをピックアップしたなって思うのですがこれはどういう、何か以前に事故があったとか、そういうことでの反省の上になつたアイテムなのでしょう以上2点です。

●障害福祉課

1点目ですけれども、使った後に申請をしてもらおうというタイプの補助のやり方がいかなものかということであったかと思うのですが、やはり自治体の予算は予算がついてから、やはり公的に実施をするということを示していかなければいけないというのが大原則であると思います。

今回について、本来は今年の夏に向けてということであれば、4月に向けての当初予算で計上できるのが一番いいのですが、そこに向けては、他力本願ではいけないのですが、東京都の補助事業の要綱は全く示されておりませんで、対策が打てないまま我々は当初予算の審査を終えてしまったというところがございます。

3月の末日に東京都の要綱が発出されまして、急ぎで進めるのはいかなものかというのは非常に我々も悩んだところではあるのですが、夏が苦しい話はずっと聞いていたものですから、少しイレギュラーなやり方ではあるのですが、予算がつくのは、6月に行われる議会での審査が終わった後に初めて予算がついて、そこから公式には皆さんに情報提供ができるというような事業にせざるをえない形になってしまいました。

本当はイレギュラーなやり方ではあると思いますが、そこから公式に、情報提供を始めるつもりでございます。

予算がつかなければそれもできない話になってしまうので、それ以前の情報提供というのも決定稿としては非常に難しい内容ではございます。

ただ、9月頃に所要額の調査はしてみようと考えております。その中で皆さんがどのぐらいのものを買おうとしているのか精査をさせていただき、そこで一定程度お話をし、最終的に購入したものを、10月が終わった段階で申請をしてもらって、そこでもう一度審査をして決定しようと考えています。

あともう1つですが、東京都が要綱で示している機器や設備、これは、我々もなぜこれだけが出てきたのかというところがありました。まだ、4月の1日2日ぐらいの時点から、東京都の担当に対象になるものが何かを確認してきたのですが、その後、先ほど少し追加で申し上げたような内容のものが、Q&Aという形で示されてきたということでございます。

やはり日除け・ミストシャワーのように、目を遮るもの、水が出るもので代表的なものを、まずは取り上げていたのではないかと考えておりました。

その内容の少し拡大したものがQ&Aで出てきていると、我々としては理解をいたしました。

●会長

ありがとうございました。

●委員

今のそのピンポイントっていう例の話が出たのですけれども、最近猛暑の中、屋外で活動されている方、働いている方みんなジャケットにファンがついているものがありますね。

あとミストシャワーはというのは多分おそらく設置が結構大変水もないといけないしというふうに思うのですけれどもそのジャケットみたいなものは、Q&Aでは中に入っているのでしょうか。

それは結構一人ずつ着るものだと思うので、それを施設当たりにするというのはちょっとおかしいかなと思うんですけど。

●障害福祉課

いわゆるファン付きウェアみたいなものですね。

それは実は示されておりませんでした。これも個別に確認をしております。

どちらかというやはり利用者をお1人ずつにその視点で配るグッズというような認識であると回答は得ております。

なので、普及啓発の方に当たるだろうと我々は認識しています。

●委員

ありがとうございました。

●会長

先ほどの質問の確認なのですが、4月1日からっていうのはもう実は始まっておりますが、これで噂を聞いて、買ったのだけど、10月の申請で残念でしたっていうことは基本ないという前提で活動されるってことでしょうか。きっと。

●障害福祉課

必要なものではありますので、実施したいと考えています。

●会長

どうなのですかちょっとよく分からないのですけど、事前に各施設の責任者に耳打ちしているとかいうことはやられているのですか。

●障害福祉課

公式にはなかなか言いづらいところがございますが、今回、事業の組み立てをするにあたり、概算に近いですが、我々が予算を計上するに当たってアンケートをとった話をいたしました。

そのこともあり、このような事業を我々が検討しているということについて、事業所はもう承知をされていると思います。

●会長

有りの前提でやっていんでしょうね。はい。ありがとうございました。

●委員

私重ね重ねなのだけど、ここのさっき聞いたね、買っていいものっていう守備範囲っていうのは何となく決まっているけれども、やはりそれ残念でしたやはり認めませんっていうことは今まではそういう可能性はないってことですかね。

買ったものについては、あともう1つは、すべてその年に全部消費して消えちゃうってもんじゃないと思うので、1回買うと多分、翌年度も使えるし翌年度も使えるってなると、そんなに補助金もね、最初は、結構買うかもしれないけど、もしかしたら次年度について次年度以降はもう要らないということになっちゃうのかもしれないですけども、だからやはり買っていいものをやはり、守備範囲というかね、あとチェック機能ですねさっき言ったように、それだめですね明らかにだめだねっていうようなものの選別っていうか、そこら辺のネットはどうなっているかなど。やはりもうちょっと知りたいなと思うのですけどね。

ここら辺のもの、ここに書いてある、絶対これを買えば大丈夫でしょうけどこの守備範囲のもの、以外のものでこんなあったのですけど、それだめよってことも可能性としてはあるのですかね。

●障害福祉課

基本的にはないと思って進めたいと考えております。

あとはやはり、おっしゃっておられました但し機器や設備については毎年購入するものではありませんので、今年度の支出が多くなる内容と推察しています。

●委員

ありがとうございました。

●会長

他に何かございますか。

●委員

先ほど質問させていただいたのですけれども、普及啓発事業1事業所当たり12.5万円を決められた経緯っていうのを聞きしましたが、事業所当たりの人数に幅があるということで、私も最初ぱっと思ったときに、そのファン付きジャケットっていうのは1人ごとで計算しなくちゃいけないので、何人御利用になるか分からないのですけども、結構これ高いですよ。7,000円、8,000円ぐらいするのではないのかな。

そういうふうに考えますと、例えば12.5万円でも対象者が20人ぐらいいると、かなり厳しいとなるのか、そういうのも考えられるのですけれども、そこら辺のところ例えば一人当たりっていうふうな形の設定の仕方っていうのは考えられないでしょうか。

●障害福祉課

現時点では1人当たりの単価という考え方は持っておりません。

上限を一律で決めた中で、必要な範囲の中で買っていただきたいで、買い過ぎは必ずしないでいただきたいと、そういった事業の設定で進めさせていただきたいと考えております。

●委員

何となくそういうふうに考えてしまうと、事業者少ないとこだと、さっきの余計にといいいますか、ファン付きじゃなくてもピンからキリもありますから、じゃあ1万円以上するもの買おうとか、そういう差が出てくるということになってくるのではないかというふうな印象受けました。

今回初めてなので様子を見ていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

●会長

今、先生方は皆さん気になさっているのは、例えば5ページ目の支給額、括弧上限っていう言葉ですよ。ここが40人でこれはきついで4人のところは楽勝っていう話だから、総額の500万円っていうものに入れば市としては、弾力的に運営するってことでいかがなのですか。

この上限12.5万円って明記してしまうと、なかなか動きづらいと思うんですけど。

●障害福祉課

なるほど。1事業所当たり。

●会長

上限のめんどとか、いや、やはりお役所だからピシッとするじゃないですかね。日本語を。御検討いただければ。

40人と、4人が同じ器じゃまずいだろうっていうのが皆さん御心配されていることだと思います。

●委員

会長がおっしゃったけども、申請の期間が4月からだと。交付がこの10月ということですか。あと払いですから、補助を必要としている大半の施設は結構不必要なものは買わないっていう可能性は高いかもしれない。ところで上限額の設定は市の方で決められたのですか。

どういう対象のものを考えているというあらかじめの想定しているものがあると思うのですが、その辺りはどうなのですか。1人当たりどれくらいのお金が掛かりそうだと。

●障害福祉課

1人当たりの掛かるお金の単価ということですよ。

単価についてはやはり先ほどから出ているファン付きのウェアですと1万円弱ぐらいのものであろうと。全部が全部使うわけではないだろうと思いつながら、高いところでは1人当たりの額はそのぐらいになるだろうとは考えております。

そこも非常にばらつきがあるのではないかなと考えているので、その上限想定はしていたのですが、下限の部分は想定できていなかったなと思います。

●委員

平均として何か、20人ぐらいがその大きい方から並べて中央値だとかいう話今、先ほどなさったと思う。

そうするとそれで割ってあげたら、大体どれぐらいの1人当たりどれぐらい掛かるのかが出てくるのかなと。

●障害福祉課

それを定員で割るというそちらの話ですね。すいません。掛け算ばかりしてしまいました。

●委員

ですから、最初申し上げましたけど合理的な算定というときに、どういう方程式を頭の中に想定されて、平均どれぐらいの規模で1人当たりどれぐらい掛かるからこれぐらい掛かりますというようなそういう計算式みたいなものをあらかじめお示しになると、皆さんお分かりになると思うのですね。

それからその申請時期と支払い時期とか、あるいは周知する期間がどれくらいだとか、その辺り具体的な工程がお示しくださるとね、さらにもう少し分かりやすくなるかもしれませんね。

でもこれとっても大事な話ですからね。この事は御用意くださる担当の方皆さんに共通して必要なのです。

近い将来財政的余裕がなくなることは目に見えています。しかし、市の行政に掛かるお金ってみんな必要なのです。

施策のために必要なので、特にこういうハンディキャップの人たちのその包括的な社会って考えたら、必要なことは確かなのだけれども。

ただし、それは合理的な根拠ってのいうものは絶対考えなきゃそうじゃない。そうでないと私たちは採点できないわけですよ。

そういう情報をやはり過不足なく教えていただきたいな。これは委員の皆さん共通にお持ちだと思いますけどね。

●財政課長

この事業についてそもそも東京都の周知っていうのですかね。

それがかなり遅かったってところで、急遽この事業組みを考えたというようなことがございますので、もともとこの普及啓発の事業って国分寺市で500万円っていう枠があるのですが、どっちかっていうと、ものすごく安価なものを想定した冷却シートだとか水だとか、そういったところで、どちらかという。安価なものを想定して、先ほどちょっとファン付きの服みたいなのをおっしゃられていますけれども、ちょっとそういったところもあって、1事業所当たり12万5,000円、それぐらいあれば、ある程度、水だったらもうそれはかなりの数買えるでしょうし、冷却シートも、買えるだろうっていうようなところで、担当としてはこの金額を設定させていただいたってところがあると思うのですね。

どうしてもやはりこれで事業所の各人数で分配するっていうものはどうしても制度設計がかなり複雑になってしまうってところで、この短時間の中でなかなかちょっと、相手方にですね補助が難しいっていうようなところがありましたので、若干ね、確かに先生がおっしゃられるのもよく分かるのですけれども、そういった形をこういった形で制度設計させていただいたっていうようなところはあろうかと思えますのでその辺りもちょっと御配慮して、お願いできればとは思うのですけれども。

●会長

はい。

こういう弱者救済の事業っていうのは地方行政の肝なので、大変立派なことだと思います。

さっきの話にどうしても気になっちゃうのですが、5ページの表の支給額、括弧上限ってのは実は、平均値ですよ。平均1事業者12.5万円で、40施設で500万円。

施設が100万円、28施設で2,800万円っていうので、合計3,300万円っていう計画になるはずなので、括弧上限は実は平均値ですよ。

●財政課長

そうですね。もともと東京都の1施設当たり、100万円立て付けではあるのですねこっこの設備のほうについては、例えば大きい事業所もあるでしょうし小さい事業所もあるでしょうし。

●会長

絶対に3,300万いかないですよ。ここ上限にしたら

●財政課長

上限は100万円かなり大きいと思うので。

●会長

もともと3,300万円は、非常に大きな予算になっていて、現実的には2,000万ぐらいだろうっていうようなものなのですか。

●財政課長

そこは分からないのですけれども。

事業所が必要としているかっていうのはなかなか難しいと思いますけれども、あとは普及啓発も500

万円もかなりの金額ではあると思うのですね。

1 事業者当たり10万円というのはやっぱり消耗品を買うにしては、それなりの金額にはなっていると思うので、その中で、各事業所に対応していただくという形に元々の東京都の補助から鑑みればそういう形になるのかなとは思いますが。

●会長

これ、例えば1,000万残りましたって言ったらどうなる。  
ただ、余りましたということで終わるのですか。3,300万円。

●財政課長

担当課の方であくまでも不必要なものは買わないでくれと言うような周知をさせていただくので、当然余ることもあると思うので、その場合は交付申請の段階で、これはあくまで上限ですから、それ以下の形で申請をしていただいて交付するで、余った予算についてはですね、予算については補正で減をさせていただくってというような形になります。

●会長

余ってもいいですね。いや一般的に予算を余らせないっていうのが、風習としてあるような気がしたので、でもこれ上限だから絶対上がりますよね。

●財政課長

この補助金作りとしてその上限使い切りみたいになってもおかしくないのもそれはちょっとやめて欲しいっていうことはありますので、あくまで上限なので、本当に必要な分だけ購入していただきたいっていうところは、担当課の方から周知をさせていただきたいと思っているんですけど。

●会長

これを3,300万円にいかないのは、もうある意味当然だということで、この案が出てきている。

●財政課長

当然とは言わないのですけれども、もうそれは当然、ここまで予算が膨らまないってことはありえる言う感じです。

●会長

はい。先生方いかがでしょうか時間にはなりましたが。

●委員

資料の9ページに、別表2のところに消費税及び地方消費税相当分を除くっていうふうになっているのですけれども、消費税分はどこが負担することになるのですか。

●障害福祉課

消費税部分については、それを我々が負担をしてしまうと、納税を事業者がしていくときにその分のみ取り出して東京都や我々が別の手続きをしていくことになるので、消費税相当分については、事業所の方でみていただいて、その他のものと一緒に掛かる消費税とともに申告をしていただくという作りになっています。

●委員

ありがとうございます。

●会長

なるほど。これさっきの100万円と12.5万円は消費税を除いた額で申請してくださいってことですね。

はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは議決をとらせていただきます審査番号1番、障害者・障害児の熱中症予防支援事業補助金、御賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

(挙手により全員賛成)

●会長

満場一致でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。それでは、担当課はこちらで失礼させていただきます。ありがとうございました。

最後に、事務局から今後の予定について申し上げます。

本日の審査を踏まえた、答申(案)につきましては、事務局にてまとめたものを、会長及び職務代理者に御確認いただき、その内容を踏まえて委員のみなさまにお送りさせていただく予定です。

また、次回審査会は7月6日(月)午後1時30分からの開催を予定しております。日程が近づいてまいりましたら、改めて御案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

内容としましては、既存の団体補助金の全件審査を予定しております。

事務局からは以上となります。本日はありがとうございました。